

独立行政法人国立公文書館の総合評価表（平成24年度業務実績）

評価項目	評価
I. 項目別評価の総括	
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
(1) 体制の整備	<ol style="list-style-type: none"> 公文書管理法の施行実績を踏まえ、利用審査部門業務の拡大に対応するため2名の公文書専門員(非常勤職)を増員し、期待される機能の円滑な実施に対応する組織体制の整備が行われていることは評価できる。 公文書管理法の施行に伴い、先進諸国並みの大量の歴史公文書等を取り扱うこととなるなかで、従来の枠組みを十分に使いこなし、対応・展開させたことは高く評価できる。 収蔵スペースについては、つくば分館の改修費用等が認められたが、今後さらなる増築の検討が必要である。
(2) 歴史公文書等の移管、保存に向けた行政文書の管理に関する措置	<ol style="list-style-type: none"> 行政文書ファイル等の移管・廃棄等に関する手順書作成や歴史公文書等選別の支援業務等の取組は非常に高く評価できる。 東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管についての基本的な考えを整理し、その周知徹底を図った。 内閣府パイロット事業から引き継がれた中間書庫業務について、今後の積極的な取組を期待するとともに、対費用効果からの長期的な検討や、運用の在り方等見直しの検討を行うことが期待される。
(3) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置 ① 受入れのための適切な措置	<ol style="list-style-type: none"> 行政機関、独立行政法人等及び司法府からの歴史公文書等の受入れを計画に基づき、適切に実施している。また、立法府からの歴史公文書等の受入れに向け内閣府への助言を積極的に行うなど取組を期待したい。 一部の行政機関からの受入れについては、レコードスケジュールが確定するまでに時間を要したことから、最終の受入れが12月となったが、それ以外の受入れについては、計画的かつ適切に実施されていた。 民間の歴史公文書等の寄贈・寄託の受入れについて、民間への情報提供等の周知に努めるとともに、その方法について一段の工夫が望まれる。
② 保存のための適切な措置	<ol style="list-style-type: none"> 電子媒体の歴史公文書等の受入れ及び保存を適切かつ着実に実施していた。保存に当たっては、長期保存フォーマットへの変換等の作業を行い、電子公文書システムに長期保存の措置を行った。 保存担当職員の専門的技術は国際的にも高く評価されてきており、それを維持・発展できるよう、より一層の態勢を整えることが期待される。また電子記録の保存については、技術上も十分な見通しがたっていないので、国際的な動向を注視し、積極的な研究を進める必要がある。
③ 利用のための適切な措置	<ol style="list-style-type: none"> 初めての試みとして、公募により京都と大阪の2か所において館外展示を開催するなど積極的に取り組んでいると認められる。 要審査文書についての利用請求については、館が定めた期間内に審査し、利用に供するように努めたことは評価できる。とりわけ、利用頻度が高い要審査文書について、迅速に利用に供することができるよう、利用制限区分の見直しを行った。 国際的に比較した場合に圧倒的に少ない職員数であるにもかかわらず、利用サービスの充実に傾注してきたことは高く評価できる。また、業務達成度の重要指標である利用者数や閲覧冊数等の増加につなげるため、要審査文書の利用制限区分の処理件数の見直しを行うことも考えられるのではないかと。

評 価 項 目	評 価
④ 地方公共団体等との連携協力のための適切な措置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方公共団体との連携協力を図るため、講演会等に対して講師を派遣するなど、公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を積極的かつ着実に行った。 2. 公文書管理法の努力義務規定を踏まえ、地方公共団体、関係機関等との連携協力のための適切な措置を講じていると認められる。また、地方の要望に応じた柔軟な対応がなされている。 3. 全国公文書館長会議をはじめとする関係機関との連携協力態勢は高く評価できる。
⑤ 国際的な公文書館活動への参加・貢献	<ol style="list-style-type: none"> 1. ICAやEASTICAをはじめとする国際的団体や国際会議における積極的な活動や貢献は極めて高く評価できる。日本の公文書館制度が世界水準に近づくよう、より一層の参加・貢献が行われるとともに、国内へのその成果の還元が期待される。
⑥ 調査研究	<ol style="list-style-type: none"> 1. 調査研究については、先駆的な取組をしている欧州の電子記録管理システムについて調査し、ホームページにて公表した。また、複製物作成に当たって、デジタル化技術についての委託調査を実施し、この結果についてもホームページに公表しており評価できる。 2. 歴史公文書等の移管、保存、利用の諸分野において、日本における研究をリードするまでに発展させてきたことは非常に高く評価できる。法施行後の環境の中においても、それを維持・発展させることが望まれる。
⑦ 被災公文書等修復支援事業の実施	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前年度に引き続き、東日本大震災により被災した地方自治体における人材育成や長期保存に必要な措置に関する研修を行うなど修復支援事業に懸命に取り組んだことは高く評価できる。今後とも被災した自治体に必要な支援を行うよう検討することが期待される。 2. 法施行直前に発生した未曾有の災害に際して、本事業は国立公文書館の専門的技術力と公文書館ネットワークの有する力を端的に示すことになったことは高く評価できる。当該事業を通して得られた知識を今後の公文書館活動に活かされることが期待される。
(4) 研修の実施その他の人材の養成に関する措置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政機関や独立行政法人等の職員への研修は公文書管理法第32条によって新たに明確に位置付けられた活動であり、公文書管理業務の初任者から公文書館等の専門職員まで幅広い多様なプログラムによって養成する態勢を整備したことは非常に高く評価できる。 2. 国立公文書館主催の国の職員等に対する研修において、公文書管理法施行後2年目を迎え、制度への関心の高まりを背景に、目標を大きく上回る受講者数を確保している。 3. 「公文書管理研修」・「アーカイブズ研修」の2つの体系のもと研修を着実に実施することにより、受講者数は延べ1094名であった。研修終了後にはアンケート調査を実施し、研修の実施状況の分析を行っている。 4. 公文書管理はその重要性にもかかわらず日本では対応が遅れていた分野である。人材の育成は急務であり、国立公文書館には一層力を注いでいただきたい。

評 価 項 目	評 価
(5) アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供 ① データベースの構築 ② 利活用の推進	1. アジア歴史資料センターのデータベースの構築作業は数値目標を達成しているとともに、データベースの精度の向上(既公開データの遡及点検や辞書機能の向上)に努めており、評価できる。 2. 当該データベースの有用性は高く評価されてきたが、情報技術の進展にともない新たな利用サービスを向上させることが望まれる。 3. 利用者の利便性にもつなげるよう外務省外交史料館、防衛省防衛研究所との関係を強化すべきではないか。また、データを自ら収集できないアジア歴史資料センターとしては、国の関係機関に対して資料の提供を積極的に呼び掛ける必要があるのではないか。 1. 新規のインターネット特別展を公開するなど、利用者の利便性向上のための諸方策を講じているとともに、リーフレット及びポスターを作成し、利活用の促進に努めており評価できる。 2. アジア地域等の諸国民の利用に道が開かれてきたが、その利活用の方法をより一層、探究することが望まれる。 3. 閲覧ソフトの一般化、トピックス・ニューズレターの魅力の向上等により、研究者ではない一般利用者にも使いやすくなる余地は多い。
2 業務運営の効率化に関する事項	1. 経費削減に真摯に取り組んでおり、業務運営の効率化が適切に行われたと評価できる。 2. 随意契約の妥当性や見直し、また、一般競争入札の移行についての見直しを図り、一般競争入札参加要件の緩和や公告期間の十分な確保により、競争性の確保に努めた。また、随意契約の件数は9件で、前年度に比べて2件の減少となった。
3 予算、短期借入金、剰余金に関する事項	1. 特に問題となる事項は発見されず、適切に扱われたと評価する。
4 人事に関する事項	1. 利用審査体制の充実・強化に備え、公文書専門員を2名を増員するなど、必要な人事計画をたて、着実かつ適切に実施している。
II. その他の業務実績等に関する評価	
1 業務運営の改善に関する事項	1. 業務運営の改善に対する取組が真摯かつ適切に行われていると認められる。
2 利用実績等を踏まえた事業の実施に関する事項	1. 利用実績等を踏まえた事業の実施に適切に取り組んでいると認められる。今後、利用審査業務やレコードスケジュール付与及び公文書等の廃棄同意にかかわる歴史公文書等選別支援業務等のさらなる推進により利用実績も増えていくものと思われる。
3 職員の能力開発等人事管理に関する事項	1. 職員の能力開発等人事管理に関して適切に取り組んでいると認められる。 2. 公文書管理法施行による新しい環境の中では、多様で幅広い研修及び研究の機会を設けること並びに安全と健康を守る労働環境を構築することが、今後の発展を期す上で極めて重要であることに留意する必要がある。
4 その他	—

評 価 項 目	評 価
Ⅲ. 法人の長等の業務運営状況	<ol style="list-style-type: none"> 1. 館長及び理事はリーダーシップを発揮して館の業務の現場及び国内外各種の会議等に参加するなど積極的に業務運営を行っており、高く評価できる。また、監事も、契約行為、業務監査、内部統制等、非常に積極的かつ的確に業務を行っており、高く評価できる。 2. 内部統制の整備状況については、毎月開催の役員会、毎週開催の幹部会を通して、館長は業務執行状況を把握するとともに情報共有等を図り、法人のミッションを明確にし、内部統制の整備に努めた。 3. 施行された公文書管理法や震災による被災公文書修復支援事業の必要性にもとづき、適切に業務を運営している。
Ⅳ. 評価委員会等(政独委含む)からの指摘事項に対する対応状況	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成23年度業務実績の指摘事項への対応状況については、それぞれの項目ごとに対応状況調査表を作成し、一つ一つ適切に対応を行っていた。 2. 可能な限りで実績を踏まえた新しい数値目標を設定し対応している。検討中の事項については、迅速な対応が望まれる。
◎ 総合評価(業務実績全体の評価)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公文書管理法の施行2年目を迎え、これまでの活動のノウハウを生かし、行政機関、独立行政法人等から歴史公文書等の適切な受け入れ、内閣府等関係機関への適切な助言、アジア歴史資料センターデータベースの利活用の向上など国立公文書館に求められた課題に積極的かつ適切に取り組み、大きな成果をあげている。その業務水準は世界の先進国に迫りつつあることは十分に評価できる。 また、東日本大震災により被害を受けた地方公共団体に対する修復支援事業についても、人材育成を中心として適切に取り組んでおり評価できる。 2. 内部統制については館長はリーダーシップを発揮し優先すべき課題を決定し対応した。例えば、公文書の劣化があることを明確にし、これに対応している。これに関連して、今年度は東日本大震災により、被害を受けた地方公共団体の被災公文書等に対する修復支援事業を着実に実施した。